

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京担当部会)**

**令和3年3月3日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件**

**国 民 年 金 関 係 2件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000446 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000124 号

## 第1 結論

請求者の A 事業所における平成 13 年 7 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 7 月から平成 14 年 9 月までの標準報酬月額については、19 万円から 26 万円とする。

平成 13 年 7 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 13 年 7 月から平成 14 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日まで

A 事業所に勤務していた請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、国の記録と異なっている。調査の上、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると 19 万円と記録されているところ、請求者から提出された給与に係る明細書（以下「給与明細書」という。）により、請求者は、当該期間において、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、給与明細書及び日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 26 万円と認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記日本年金機構の回答及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 13 年 7 月から平成 14 年 9 月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生

年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2000305号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2000048号

## 第1 結論

平成18年11月から平成19年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和60年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成18年11月から平成19年3月まで

私は、平成19年7月以降にA市の住まいに未納通知が届いたため、請求期間の国民年金保険料を納付書に現金を添えて、何回かに分けて郵便局又はコンビニエンスストアで納付した。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成19年7月以降に転居したA市の自宅に未納通知書が届いたことで請求期間の国民年金保険料について、何回かに分けて納付したところ、具体的な納付時期は不明確であるが、請求期間後の同年7月分から同年10月分までの期間に係る国民年金保険料と同じような時期に納付したと思う旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間後の平成19年7月分から同年10月分までの国民年金保険料については、同年7月分が平成21年8月19日、平成19年8月分が平成21年8月30日、平成19年9月分及び同年10月分が平成21年10月15日に納付されていることが確認でき、当該納付日時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、B郵便局又はコンビニエンスストアで納付した旨回答しているものの、コンビニエンスストアについては店舗の場所等を特定することはできない旨陳述しており、請求期間の国民年金保険料の納付額に関する記憶も不明確である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の時期で、かつ国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されていたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000451 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000049 号

## 第1 結論

平成 4 年 1 月及び同年 2 月並びに平成 6 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 4 年 1 月及び同年 2 月

② 平成 6 年 3 月

私は、会社退職後は必ず厚生年金保険から国民年金への切替手続を役場で行い、国民年金保険料を銀行か郵便局又は役場で納付してきた。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、会社退職後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によれば、請求期間①に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失、請求期間②に係る同被保険者資格の取得の記録は、いずれも平成 6 年 11 月 8 日に処理されていることが確認でき、当該処理時点では、請求期間①については、時効により国民年金保険料を納付することはできず、請求期間②については、過年度納付が可能であるところ、請求者は、納付書や催告状が送付されてきたら対応している旨陳述しているものの、保険料の納付時期及び納付額等を覚えていない。

なお、請求期間当時、請求者が居住していた A 町は、国民年金被保険者名簿の検認記録欄は現年度保険料の納付記録を年度毎に管理し、被保険者が過年度納付したことを確認できた場合は、余白にその旨記載していたと回答しているところ、請求者に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄においては、請求期間①及び②の納付記録は、いずれも厚生年金保険加入期間又は未加入期間を示す「/」が付されており、余白には過年度納付に係る記載は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000517 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000125 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日まで

請求期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入記録がなく、前回の訂正請求において、記録訂正是できない旨の決定がなされた。今回新たな資料として、破産に係る資料である給与明細書を提出するので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、 i) A社は既に解散しており、事業主及び同社に係る履歴事項全部証明書において確認できる他の代表取締役並びに同社を担当していた税理士は、請求期間当時の資料はない旨回答していること、 ii) 請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できること、 iii) 請求者は請求期間の給与からの厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していないこと、 iv) 請求者は請求期間のうち、平成 10 年 11 月 6 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できることから、既に令和 2 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな資料として、顧問弁護士が裁判資料として保存していたとする給与明細書 1 枚（以下「当該資料」という。）を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は自身の破産手続きについて、顧問弁護士に依頼していたため詳細は分からぬ旨陳述しているものの、当該資料を保存していたとする顧問弁護士の親族への照会を拒否しており、請求者に破産宣告をした B 地方裁判所は、請求者の破産当時の裁判資料は保存期間経過のため保存していない旨陳述している上、請求者の破産管財人も請求者の破産に関する資料は保存していない旨回答している。

また、A社の給与担当者及び担当税理士は当該資料を作成していない旨回答している上、当該担当者は、同社の給与明細書は手書きで給与は現金手渡しであった旨陳述しており、請求者も同様の陳述をしているところ、当該資料は印刷されたものであり、現金支給額が0で「差引支給額」と同額が「給与振込」と記載されている。

これらのことから、当該資料のみでは、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認めることができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。